

「京丹後市宿泊業緊急支援給付金」の申請受付開始について（情報提供）

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上げが減少している市内宿泊事業者等を対象とする京丹後市の「京丹後市宿泊業緊急支援給付金（以下、「給付金」という。）」の申請が始まりました。

〈給付金の概要〉

1 対象者

市内に住所を有する個人事業者又は市内に所在する法人事業者であって、旅館業法第3条による許可を受け、令和2年11月以前から継続して、市内で旅館、ホテル又は簡易宿所を営む者

2 対象要件

平成31年又は令和2年の1月から3月の各月における事業収入に比べ、令和3年同月の事業収入の減少率が30%以上となった月があること。

3 給付額

①法人事業者 60万円 ②個人事業者 30万円

4 申請期間 令和3年6月30日（水）まで

5 その他

申請に必要な書類など、詳細は、下記のWEBサイトをご覧ください。

https://www.city.kyotango.lg.jp/covid_19/shien/jigyosya/hojokyufu/14833.html



〈問い合わせ先〉

京丹後市役所 商工振興課

TEL：0772-69-0440 8時30分から17時15分（土・日曜、祝日を除く）



ご登録ください！会員向け公式LINE

各種情報の中から、観光事業者向けの情報を選び、タイムリーにお届けします。

4月26日現在の登録者数は129名です。

ぜひご登録ください。



発行：京丹後市観光公社

（一社）京都府北部地域連携都市圏振興社
海の京都 DMO 京丹後地域本部

〒629-3101 京丹後市網野町網野 367 アミティ丹後 1F

TEL：0772-72-6070 FAX：0772-72-0822

Mail：info@kyotango.gr.jp